

平成27年3月

篠栗町議会第1回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：3月5日(木)～19日(木) 15日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	3	5	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定の件</li> <li>・議案の撤回請求について</li> <li>・施政方針並びに議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託について</li> <li>・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</li> </ul>
第2日	3	6	金	考 案 日		
第3日	3	7	土	休 会		閉 庁
第4日	3	8	日	休 会		閉 庁
第5日	3	9	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	3	10	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	11	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査(補正予算に引き続き当初予算)
第8日	3	12	木	休 会		幼 稚 園 卒 園 式
第9日	3	13	金	休 会		中 学 校 卒 業 式
第10日	3	14	土	休 会		閉 庁
第11日	3	15	日	休 会		閉 庁
第12日	3	16	月	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第13日	3	17	火	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第14日	3	18	水	予 備 日		小 学 校 卒 業 式
第15日	3	19	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> </ul>
						閉 会

# 平成27年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成27年3月5日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 8番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の撤回請求について
- 第4, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第5, 議案の委員会付託について
- 第6, 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
2	篠栗町地下水の採取に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
3	篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
4	篠栗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
5	子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
6	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
7	篠栗町いじめ防止等対策推進条例の制定について	文教厚生 常任委員会
8	篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
9	篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
10	篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
11	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
12	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
13	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
14	篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
15	篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
16	篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
17	篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
18	篠栗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
19	福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	総務建設 常任委員会
20	平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について	予算 特別委員会
21	平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
22	平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
23	平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
24	平成27年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
25	平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
26	平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
27	平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会
28	平成27年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会

# 平成27年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成27年3月9日(月) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	12番	荒牧 泰範	議員
2.	2番	飯田 浩二	議員
3.	5番	大楠 英志	議員

# 平成27年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成27年3月17日(火) 午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第2, 議案の委員会付託について

## 議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
29	平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について	予算特別委員会

# 平成27年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

平成27年3月19日(木)午前10時開議

- 第1, 議案第2号 篠栗町地下水の採取に関する条例の制定について
- 第2, 議案第3号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 第3, 議案第4号 篠栗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第4, 議案第5号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第5, 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第6, 議案第7号 篠栗町いじめ防止等対策推進条例の制定について
- 第7, 議案第8号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第9号 篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第10号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第11号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11, 議案第12号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第13号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13, 議案第14号 篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14, 議案第15号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について



- 第15, 議案第16号 篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16, 議案第17号 篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17, 議案第18号 篠栗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18, 議案第19号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第19, 議案第20号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について
- 第20, 議案第21号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について
- 第21, 議案第22号 平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第22, 議案第23号 平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)について
- 第23, 議案第29号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について
- 第24, 議案第24号 平成27年度篠栗町一般会計予算について
- 第25, 議案第25号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第26, 議案第26号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第27, 議案第27号 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第28, 議案第28号 平成27年度篠栗町水道事業会計予算について



平成27年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月5日(開会)

平成27年 第1回 定例会 会議録

日時 平成27年3月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	西邦 彰	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	立花 博友	会計課長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	村嶋 茂則	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	井上 伸一
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	次長	松岡 秀策
主事	高濱 守央		

開会 午前 10時00分

○議長(今泉 正敏) 本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから平成27年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、閉会中の各委員会の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において7番 阿部寛治議員、8番 松田國守議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から3月19日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、議案の撤回請求についてを議題といたします。

それでは、町長に撤回理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

それでは、撤回の理由を御説明いたします。

平成26年第4回定例会に、議案第72号 篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、立体駐車場の使用料について公平、かつ、適正な受益者の負担を図るため及び駐車場の老朽化に伴う施設改修に備えるため、本条例の一部を改正すべく提案しておりました。

改正の内容は、無料の駐車時間を3時間から1時間に短縮するものでありましたが、改正内容について再度慎重に見直しをいたしましたところ、料金改定を行う前に、立体駐車場の利便性向上のためのさらなる運営の効率化を構築する必要があると判断し、議案の撤回をするものでございます。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長(今泉 正敏) お諮りします。

ただいま議題となっております議案の撤回請求について、許可することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、議案の撤回請求については、許可することに決定しました。

日程第4、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第1号から議案第28号までの計28議案でございます。

それでは、議案第1号から議案第28号までを一括議題といたします。

提出議案について、一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 改めまして、皆様おはようございます。

本日、平成27年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り誠にありがとうございました。

2月末には春一番も吹きましたが、まだコートが手放せない肌寒いこの頃でございます。とはいえ、一日一日日差しは柔らかくなっているような気がしております。春が待ち遠しい日々でございます。

さて、去る2月12日に第189回通常国会が開会いたしました。

昨年末の総選挙後、平成27年度の国の進むべき方向を示す重要な国会の開会があります。安倍内閣総理大臣は、平成27年度の施政方針演説を「戦後以来の大改革」という題名で行いました。

まず冒頭では、「安定した政治の下で、『日本を取り戻す』道を、さらに力強く、前進せよ」これが総選挙で示された国民の意思であり、全身全霊を傾け、その負託に応えていくことを連立与党の諸君とともに、国民の皆様にお約束いたします。

経済再生、復興、社会保障改革、教育再生、地方創生、女性活躍、そして外交・安全保障の立て直し。いずれも困難な道のりで、「戦後以来の大改革」であります。

しかし、私たちは、日本の将来をしっかりと見定めながら、ひるむことなく、改革を進めなければならない。逃げることはできません。

明治国家の礎を築いた岩倉具視は、近代化が進んだ欧米列強の姿を目の当たりにした後、このように述べています。

「日本は小さい国かもしれないが、国民みんなが心を一つにして、国力を盛んにするならば、世界で活躍する国になることも決して困難ではない」明治の日本人に

できて、今の日本人にできないわけはありません。今こそ国民とともに、この道を前に向かって、再び歩み出すときです。皆さん、「戦後以来の大改革」に力強く踏み出そうではありませんか。

このような冒頭の出だしでございました。

安倍首相は、「戦後以来の大改革」に、力強く前向きに進みだそうと訴えましたが、私は、今この時に大改革に取り組まなければ、我が国は取り返しのつかないことになるという危機感に裏付けされた、待ったなしの訴えのように聞こえてまいりました。

今政権の目玉の一つであり、私たち全国の市町村にとって最も関心の深い「地方創生」について安倍総理は、

地方にこそチャンスがある。

地方こそ成長の主役です。

と前置きした上で、

熱意ある地方の創意工夫を全力で応援する。それこそが、安倍内閣の地方創生である。地方の努力が報われる、地方目線の行財政改革を進めます。

と力強く宣言しました。

そして、「日本は変えられる」すべては、私たちの意思と行動にかかっています。15年近く続いたデフレ。その最大の問題は、日本人から自信を奪い去ったことではないでしょうか。

しかし、悲観して立ち止まっても何ら変わらない、批判だけを繰り返しても何も生まれません。

「日本国民よ、自信を持て」

戦後復興の礎を築いた吉田茂元総理の言葉であります。

昭和の日本人に出来て、今の日本人にできないわけはありません。そして、日本の未来を切り開く。そのために、「戦後以来の大改革」を必ずやり遂げようではありませんか。

今や、日本は、私たちの努力で、再び成長することができる。世界の真ん中で輝くことができる。その「自信」を取り戻しつつあります。

さあ皆さん、今ここから、新たなスタートを切って、芽生えた「自信」を「確信」へと変えていこうではありませんか。

と結びました。

篠栗町は、福岡市中心部までわずか30分で行くことのできる都市近郊の住宅地

としての機能を有する一方で、壁の深い山々を有する日本の原風景を今に残す地域も持っています。そうした篠栗町のような全国の市町村地域を元気にすることで、日本全体を元気にしようという政策が「地方創生」であります。

国は、今回は単に声掛けをするだけではなく、細かい指示を矢継ぎ早に出してきております。「2060年までの人口ビジョンの策定」と2015年から19年までの5か年で行う、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定であります。

さらに、総合戦略の策定に当たっては、PDCAサイクル手法を用いること。

また、総合戦略においては、国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえて、具体的な事業の構築を進めることとしています。

まずは、「総合戦略の策定を2015年中に行うように」と総務省の説明会では言われておりましたが、一昨日手元に届いた内閣府地方創生戦略本部からのメールでは、骨子案を3月、4月にマスコミ発表するのであれば、事前に内容について戦略本部に報告のことと書かれておりました、早々に尻を叩かれ始めておるところであります。

地方創生総合戦略の策定とそれに基づく実践には、当然に相応の国の予算対応がなされる見込みでありまして、我が町におきましてものんびりと2015年中に策定するというより、できるだけ前倒しで進めたほうがメリットが大きいと考えております。

つきましては、改選後の議会にできるだけ早く御相談を申し上げたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

地方分権というのは、みずから前に進もうとする自治体に対しては、さまざまな手法で国が手を差し伸べてくれるものであります。反面、法律に基づく、自治体としてやらなければならないことだけに取り組んでいては、住民の皆さんにとって、何にもおもしろみのない、魅力のない地域になってしまうという危機感を持って前進していかなければならないものであります。今回の国による地方創生の推進のあり方をみて、改めてそのように感じます。私は、多分、現在の職についている間は、何度も何度も繰り返し、あらゆる場でこれからも話すと思いますが、自治とは、「『私たちの町のまちづくりは私たちの手で』という思いと、その実現に向けた行動。そして、その過程と結果にみずから感じる喜び。その積み重ね」と考えております。このような取り組みこそが、まちづくりそのものであると信じております。

平成27年度から、町民の皆さんがいろいろな場面でワクワクドキドキ感を感じ



ていただけるような「篠栗版まち・ひと・しごと創生総合戦略」をつくり、行動に移してまいります。策定の段階で「産官学、金・労・言」を巻き込み、PDCAサイクルを使って一緒に実践していく。もちろん、これも度々申し上げておりますが、率先すべきは、篠栗町に奉職する職員であります。

平成27年度におきましては、「篠栗版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を新たな柱として加え、5か年計画の初年度として、篠栗町の30年後40年後を見据え、篠栗町を愛し、篠栗町に住み続ける皆さんのためにしっかりとした「自治」を目指して、諸施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

では、平成27年度事業について、課ごとに取り組もうとしているそのポイントを説明いたします。

なお、平成27年度からより機能的に係の運用を行えるよう、また多くの町民の皆様が役場内で手続等を完了できるように組織改正を行っております。新しい課での取り組みの説明はそこで行います。

議会費といたしまして、まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けたさまざまな取り組みに対し、心から敬意を表するとともに感謝申し上げます。特に、平成26年度は、タブレット端末導入による会議の電子化につきまして、議員の皆様のお御努力によりまして議会改革推進の集大成として大きな一歩をのりすことができました。心から感謝申し上げます。

平成27年度は、会議の電子化のさらなるレベルアップ等を図るとともに、各方面から視察受け入れについて効率よく対応できるよう努めてまいります。

また、糟屋郡議長会から町長会に対して提案を受けております、議員歳費の問題につきましては、私は議会の活性化につなげるため積極的に検討を進めるべきとの立場で今後も発信してまいりたいと考えております。

総務費では、総務課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、住民課等が関わっております。

総務課では、昨年度と同様、包括委託を継続し、優秀な人材を安定的に確保に努めてまいります。

また、防災に係る新たな取り組みとして、災害時における「特設公衆電話」を町内指定避難所6か所に設置することとしております。

財政課では、平成26年度から進めております会議の電子化、財務会計や人事管理・給与システムの電子化をスタートいたします。具体的には、支出命令書の電子

決済、出退勤時のタイムカード廃止や時間外申請などは、個人に割り当てている端末の立ち上げと終了により確認することといたします。

また、町の施設の長寿命化計画の作成事業を継続して行います。

またいよいよ、マイナンバー制度が段階的にスタートし始めますので、その準備にぬかりのないように進めてまいります。

まちづくり課においては、平成25年度からスタートいたしました新総合計画「ささぐり みんなの道標」実現のための都市計画マスタープラン改定事業が、昨日3月4日をもって改定委員会での審議を終了し、県との調整を経て平成27年3月末には完成いたします。それをうけて、早速計画申請のある地区計画を協議して実のあるものにしてまいりたいと考えております。

篠栗駅東側自由通路整備事業につきましては、平成27年度に詳細設計を行うべく予算化しております。

また、九州大学演習林の土地購入につきましては、大学側と価格交渉に入るべく土地の不動産鑑定作業に入り、まとまれば購入について補正予算を組んで議会にお諮りしたいと考えております。

平成27年度も協働のまちづくり事業補助金制度を継続いたします。平成26年度の成果のひとつに、広報ささぐりでも御紹介いたしました「ぐりっこカルタ」事業がございました。平成27年度も素晴らしいアイデアに基づく新たな事業が立ち上がりますよう、町民の皆様への発信に努めてまいります。

また、去る2月24日に農林水産省に「バイオマス産業都市構想の認定支援事業」に応募いたしております。福岡県では、既にみやま市が認定を受けておりますが、人工林を多く有する本町におきましては、杉、檜を有効に活用し循環型社会に資するような取り組みを複合的に行っていくために申請しようとするものであります。

会計課におきましては、財政課とともに平成26年度に準備を進めてまいりました、電子決裁導入を実施いたします。各課の膨大な紙ベース資料を電子化することにより、事務の簡素化とスピードアップを図ることが狙いであります。それによりまして、監査の受検方法等の改革も進めてまいります。

税務課では、引き続き徴収率アップに向けて徴収業務のさらなる推進を目指してまいります。平成25年度からスタートいたしました、家計相談専門のファイナンシャルプランナーによる納税相談は、着実に成果を上げておりますので、引き続き業務委託を継続いたします。

住民課は、戸籍係、年金係、国民健康保険係、選挙係、高齢者・公費係を持ち、住民全体の総合的な窓口として多くの住民の皆様に関係の深い重要な課であります。今後もしっかり体制を整えて、国民の皆様にご不便をおかけしないように努めてまいります。

国民健康保険は、市町村で赤字が膨らんでいることから、平成30年に保険者が都道府県に移る予定で国において準備が進められておりますが、それまで苦しい財政運営とならざるを得ません。国も抜本的な改革の必要性を認識しており、今後とも進捗状況について遅滞なく報告してまいります。

民生費、衛生費では福祉課、都市整備課環境係、健康課、こども育成課、栗の子保育園が所管しております。

福祉課では、国から地域福祉に関するネットワーク体制の整備のため、2か年の継続事業として行っております地域福祉計画の策定を完了させます。

高齢者福祉、障害者福祉関連につきましては、健康課から所管を移し、町民の皆様の健康管理に資する新介護保険法に伴う、地域のネットワーク構築に向けての介護保険事業を取り込み、皆さんに住みやすいと感じていただけるような事業を継続してまいります。

国が消費税引き上げに際し、低所得者に与える影響に対する暫定的・臨時的な措置として、平成27年度も給付を決定した臨時福祉給付金につきましては、できるだけ早急に準備し給付いたします。

自治体固有の事務であります、ごみ、し尿を所管する環境係につきましては、クリーンパークの業務も含めて、都市整備課で管理したほうが望ましいとの判断から、今般、係を移し、都市整備全般と一体となって事業を進めていくことにしております。

次に、健康課所管の各種政策について申し上げます。

まず、各種健診や予防接種については、本年度も継続して事業を行うとともに、平成27年度健診フェスタにおいて、ABC検診(ピロリ菌・ペプシノゲン検査)を実施いたします。併せて、医療費の削減につながるよう、特定健康診査や各種がん検診の受診率向上を目指してまいります。

こども育成課では、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて、篠栗町子ども・子育て支援行動計画の策定が最終段階となっており、答申を待っている状況であります。

保育の充実と待機児童解消に向けての取り組みは、大変重要な課題であります。

就労人口減少社会において、母親の労働力が見直されていることから、安心して母親が就労現場に復帰できるようにするため、平成27年度も重要課題として待機児童解消に向けた取り組みを継続してまいります。

福祉課の臨時給付金と併給調整して、児童手当の受給者を対象に支給される子育て世帯臨時特例給付金事務も行います。開園当初から、将来の民営化へ移行について言及されてまいりました栗の子保育園の運営につきまして、概ねその方向で最後の詰めの段階に来ております。文教厚生委員会と更なる協議を進めながら、今後はスムーズな移行を目指して、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

農林水産業、商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

まず、農業分野では、本年度も、耕作放棄地拡大防止対策として山間地域の農地にコンニャクを試験的に作付する事業を継続して行います。

特産品創出に向けた試験的な手法として引き続き取り組んでまいります。

また、林業分野では、森林経営計画に基づく福岡県造林事業や福岡県荒廃森林再生事業などで1億円を超える予算を計上しておりますが、農林水産事業費補助金や立木売払収入など、特定財源を確保しながら継続して事業を進めてまいります。

毎年申し上げますが、篠栗町は7割を山林で囲まれた景観豊かな町であります。この素晴らしい環境を守るための重要な事業であり、林業費の歳出は不可欠でございます。篠栗町を愛し、篠栗町に住む住民の皆さんの深い御理解のもとに計上できるものと考えております。

次に、商工観光部門ですが、平成27年度におきましても、「春らんまんハイキング」「森林セラピー基地オープン記念イベント」「九州森林スポーツフェスタ」の3イベントは、商工会や観光協会などと連携し、新しい試みも取り入れながら引き続き開催いたします。

平成27年度は、森林セラピー基地のグランドオープンから丸5年となります。今般、労働安全衛生法の改定がなされ、一定以上の従業員を有する企業においては、従業員のメンタルヘルスチェックが義務づけられることとなりました。企業の健保組合や労働組合、厚生会などが従業員のストレス緩和を目指した取り組みを積極的に取り入れる必要がでてまいりました。こうした取り組みを実践する場として、森林セラピー基地の存在意義はますます高まろうとしております。

私は、森林セラピーソサエティからの要請で、全国の森林セラピー基地の活動と方向性を協議、審査、決定する森林セラピー基地活動諮問委員会に基地を有する自

治体の代表として就任することとなりました。今後は、篠栗町をはじめ福岡県の4基地、九州沖縄11基地のみならず全国の森林セラピー基地の発展のために、微力ではございますが力を尽くしてまいり所存であります。こうした諮問委員会での活動が必ずや、森林セラピー基地篠栗のさらなる発展に寄与するものと信じております。

一昨年10月に一般社団法人として新たにスタートいたしました篠栗町観光協会は、会員をこれまでの観光協会関係5団体に限らず、篠栗町の観光に関わりたいとの思いのある事業所・個人にも門戸を広げて、篠栗町の観光キーステーションとしての役割を担ってもらう組織であります。また、産声を上げたばかりでございます。平成27年度は、さらに新しい観光事業に着手するなど、運営努力を行っているところでございます。町といたしましても、多くの予算を割いて観光協会を支援しておりますことから、積極的に篠栗町観光協会の活動推進について意見を言い、より高みを目指して協力してまいりたいと考えております。

消費者行政については、平成21年度から福岡県地方消費者行政活性化基金事業を活用し、啓発活動、消費生活相談業務の機能強化を推し進めてまいりましたが、本町の消費生活相談窓口では、住民から相談があった場合に、職員がどのような対応や対処を行ってよいかを福岡県消費生活センターに問い合わせながら相談に応じている状況でございました。このような状況を改善するため、本年4月からは、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町と共同で「かすや中南部広域消費生活センター」を志免町に開設し、専門相談員を配置することによって、専門的な立場から見た適切なアドバイスや対処法、関係機関への速やかなあっせんなどを行い、相談者が抱える問題の早期解決に努めてまいります。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。

平成27年度は、災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取り組みを行うこととしております。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課では、平成27年度も国の助成金を使って町内小中学校の教室木質化事業に取り組みます。昨年からはスタートしたこのプロジェクトは、情緒の安定に効果のあるといわれる木質の温もりの中で篠栗の子どもたちに勉学に励んでいただきたいという思いと、一方で地域産材を有効利用することにより、もって伐採適齢期となった篠栗町の人工林を山から切り出し、伐採後は広葉樹林を植栽し、種々の樹が四季折々の姿を見せるような自然を取り戻すための事業であります。福岡県林

業振興からの助言もあって、この事業に森林整備加速化・林業再生事業補助金を受けることができました。小中9学年全体の教室に早期に整備することに集中し、併せて糟屋地区内で同様の取り組みが図られることになるよう、手法の情報提供を積極的に図ってまいります。

子どもが抱える心の問題、生活上の困難な問題を解決するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員の配置を継続いたします。

また、引き続き町独自に各小中学校に学力向上支援員と特別支援県教育充実のための支援員の配置を行います。併せて、なかなか学校に行くことのできない不登校児童生徒のために、新たに教育支援センターを役場旧管理人室に設置し、専門の先生を配置して適応指導、学習指導を行い、不登校児童・生徒を学校に復帰させる事業を新たに行います。

社会教育課では、校区ごとの地域活動は、それぞれ特色を持って発展しつつあります。学校と児童・生徒、地域が一体となって、これからも篠栗町らしい発展を目指して進めていきたいと考えております。

平成26年度補正予算を計上して行おうとしておりましたクリエイイト篠栗全体の空調設備改善工事は、総額が予想よりはるかに上回るため、また、現状、空調設備が機能していることから今しばらく先送りすることといたしました。

上下水道課では、引き続き千代田団地内配水管更新を行います。この事業は5か年計画で行うこととしており、4年目の事業でございます。

また、流域公共下水道事業会計において、事業に投資した資産負債状況を明らかにするため、平成26年度から企業会計方式を導入しておりますが、現在の収支状況と将来の維持管理費予想を町民の皆様に詳細に説明し、料金の段階的改定に向けた作業を開始いたします。

以上、それぞれの費目に応じた各課での平成27年度の取り組みについて、かいつまんで御説明申し上げました。

続きまして、本定例会に提案しております、議案第1号から議案第28号までの28議案について説明をいたします。

議案第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本議案は、現委員であります十時和子氏が、本年6月30日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、人権擁護委員法（第6条第3項）の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第2号は、篠栗町地下水の採取に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地下水が町民の生活にとって欠くことのできない重要な資源であることに鑑み、地下水の採取に関し、必要な事項を定めることにより、地下水を保全し、もって良好な環境の保全に寄与するため本条例を制定するものであります。

議案第3号は、篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてであります。

本議案は、子ども子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担、その他必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第4号は、篠栗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

本議案は、児童福祉法が改正されたことにより、本条例で定めていた保育が必要な児童に関する事項が、子ども子育て支援法施行規則で定めることになったため、本条例を廃止するものであります。

議案第5号は、子ども子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本議案は、子ども子育て支援法の施行及びそれに関連する法律の改正に伴い、関係条例の整備が必要なため、本条例を制定するものであります。

本条例により改正が必要な条例は、篠栗町立幼稚園条例及び篠栗町立幼稚園の授業料等の減免に関する条例の2条例で、改正の主な内容は、幼稚園授業料の現行の一律のものから、世帯の所得割課税額等により、区分するもの及び授業料減免規定を私立幼稚園児に限定するものなどであります。

議案第6号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行に伴い、関係条例の整理が必要なため、本条例を制定するものであります。

本条例により改正が必要な条例は、篠栗町議会委員会条例、篠栗町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例、篠栗町職員定数条例、篠栗町社会教育委員設置条例、篠栗町課設置条例、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の6条例であります。

また、廃止が必要な条例は、篠栗町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例であります。

改正の主な内容は、教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築及び首長と連携強化を図るため、教育委員長職を廃止し、教育長に一本化するもの及び教育長を首長の任命とするものであります。

また、総合教育会議を設置し、首長と教育長が協議、調整することにより、両者が、教育行政の方向性を共有し、一致して執行にあたることを可能にするものであります。

議案第7号は、篠栗町いじめ防止等対策推進条例の制定についてであります。

本議案は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ防止等の対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等の対策を総合的、かつ、効果的に推進する必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第8号は、篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、本町の組織を改めることにより、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応し、住民満足度の高い行政サービスの提供が可能な組織とするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、福祉環境課を福祉課に改め、同課に健康課から高齢者及び障害者支援業務を移管することにより、役場での介護保険に関する手続を可能にするものなどであります。

議案第9号は、篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)が、本年4月1日から施行されることに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、行政指導の中止を求める事項及び処分、又は行政指導することを求めることに関する事項等を追加するものであります。

また、同条例の改正に伴い、同条例を引用している箇所がある、篠栗町税条例の改正も併せて行っております。

議案第10号は、篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、篠栗町協働のまちづくり推進協議会を町の附属機関として定めるため、本条例の一部を改正するものであります。



議案第 1 1 号は、篠栗町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、人事院の給与改定に関する勧告により、国及び近隣自治体に準じた措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、給料月額を平均 2 % 引き下げる給料表の減額改定を行うもの。地域手当を段階的に 6 % 引き下げるもの。管理職員特別勤務手当に、平日深夜の災害時等の勤務に関する支給規定を追加するものであります。

議案第 1 2 号から議案第 1 7 号までの 6 議案は、長期にわたり据え置かれていた手数料及び施設等の使用料について、物価や人件費の上昇を勘案し、近隣自治体との均衡のとれた料金とするため、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第 1 2 号は、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、固定資産課税台帳の閲覧及び証明書交付手数料を現在の 2 0 0 円から 3 0 0 円に引き上げるものであります。

議案第 1 3 号は、篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、耕作証明書、非農地証明書、現況証明書等の証明手数料をそれぞれ 2 0 0 円から 3 0 0 円に引き上げるもの、並びに農地台帳閲覧及び農地台帳記録事項要約書交付の手数を 3 0 0 円に定めるものであります。

議案第 1 4 号は、篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、中央公民館の施設使用料を概ね 3 割増額するものであります。

議案第 1 5 号は、篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、町民体育館などの施設使用料を概ね 3 割増額するものであります。

議案第 1 6 号は、篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、総合運動公園の施設使用料を概ね 3 割増額し、新たに町外料金の設定をするものであります。

議案第 1 7 号は、篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、オアシス篠栗の施設使用料を概ね 3 割、入浴料を一律 3 0 円

増額するものであります。

以上6議案が、料金の改定に関する議案であります。

議案第18号は、篠栗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、消防組織法が改正されたことに伴い関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、本条例中の消防組織法引用箇所改定するものであります。

議案第19号は、福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

本議案は、本年4月1日から有明広域葬斎施設組合が名称変更することに伴い、当該規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法（第290条）の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第20号から議案第23号までの4議案は、平成26年度補正予算であります。

議案第20号は、平成26年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億1,943万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ97億7,488万3,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、増額の主なものといたしまして、町税、個人住民税3,800万円。固定資産税2,100万円。国庫支出金、地方創生事業の地域住民生活等緊急支援交付金9,387万4,000円。県支出金、森林整備加速化林業再生事業補助金2,206万6,000円。地方交付税、普通交付税5,705万円などを追加いたしております。

減額の主なものといたしましては、町税のうち法人税、減額の3,400万円。国庫支出金、臨時福祉給付金事業費補助金、減額の8,100万円。県支出金の中で、児童福祉費補助金、減額の1,834万8,000円。財産収入、土地売却収入、減額の3,000万円などを減額しております。

次に歳出につきましては、増額の主なものといたしまして、総務費、地方創生費9,683万2,000円。教育費 中学校費木質化事業4,611万1,000円。繰出金、国民健康保険特別会計の赤字補填繰出金として1億5,000万円などを追加いたしております。

減額の主なものといたしましては、民生費のうち、臨時福祉給付事業費、減額の8,100万円。衛生費のうち、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、減額の1,298万4,000円。消防費、粕屋南部消防本部分担金、減額の1,148万8,0

〇〇円などを減額いたしております。

その他、歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であり、歳入につきましては、歳出の減額補正に見合う財源更正であります。

繰越明許費につきましては、地方創生推進事業 9,683万2,000円。中学校教室木質化整備事業 4,611万1,000円を追加いたしております。

また、債務負担行為につきましては、人材派遣業務委託 4億9,750万2,000円に変更いたしております。議会運営費 3,328万8,000円の廃止を計上いたしております。

議案第21号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてであります。

本議案は、主に、一般会計から1億5,000万円の法定外繰入れ及び国庫支出金の補正を行うもので、歳入歳出それぞれ514万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ34億5,318万2,000円とするものであります。

議案第22号は、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本議案は、保険料の収入見込みを勘案したことによる、負担金額の補正及び保険基盤安定負担金額の確定により補正を行うもので、歳入歳出それぞれ1,695万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億6,468万3,000円とするものであります。

議案第23号は、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

本議案は、下水道使用料及び流域下水道維持管理負担金の減額、消費税確定申告による見込み額の追加、資本的収入分の特定収入仮払い消費税の費用化、大口貸倒れに伴う特別損失の費用化及び流域下水道建設負担金の減額に伴う補正等により、第3条に定められた収益的収入を1,600万円減額し、8億206万円とし、収益的支出に620万円を追加し、8億125万4,000円とするもので及び第4条に定めた資本的収入を520万円減額し、3億501万8,000円とし、資本的支出を568万9,000円減額して、4億1万2,000円とするものであります。資本的収入が資本的支出に対し不足する額9,499万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

また、当年度利益剰余金のうち、500万円を減債積立金として処分するものと

定めるものであります。

議案第24号から議案第28号までの5議案は、平成27年度の各会計の当初予算であります。

議案第24号は、平成27年度篠栗町一般会計予算についてであります。

予算総額は、93億1,685万7,000円で前年度当初予算に対して1.3%、1億1,735万6,000円の増額となっております。昨年度は、臨時給付金等の一時的な支出が伴っており、実質は4億円程度の増額となっております。この増額は、番号制度の導入に伴う電算システムの整備費用、子育て支援制度導入に伴う事業経費、篠栗駅東側自由通路の詳細設計及び道路や河川等のインフラ整備費用を計上したことによるものであります。前年度に引き続き、平成27年度の予算につきましても、限られた歳入財源を有効利用できるよう事業を選定するなど、歳出削減に努めまして、編成いたしております。

事業の概要といたしましては、議会費におきまして、議会運営に関する経費を計上いたしております。

総務費におきましては、前年度に引き続き、臨時職員及び一部嘱託職員の雇用に係る包括委託の範囲を拡充した経費を計上いたしております。

また、篠栗町東側の自由通路の整備を行うための準備といたしまして、本格的な詳細設計 8,110万1,000円の経費及び本年10月から番号法が施行されることに伴い、住民情報総合システム等の関連システムの整備費用 6,063万4,000円を計上いたしております。

民生費におきましては、新子育て支援制度の導入に伴い、認定こども園及び認可保育園の拡充したきめ細やかなサービスを支援するための経費 4億8,966万7,000円を計上いたしております。昨年度に引き続きまして、障害者自立支援サービス 4億3,385万3,000円及び臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金 5,832万2,000円の支給に伴う予算を計上いたしております。

衛生費におきましては、地球温暖化対策実行計画の策定に伴う経費 263万6,000円を計上し、引き続き、予防接種事業及び健診事業の充実を図るための予算 1億6,070万4,000円を計上いたしております。

農林水産事業費におきましては、引き続き、森林経営計画に伴う間伐事業に係る予算及び荒廃森林の整備に係る予算を計上いたしております。

商工費におきましては、観光施設等の維持管理に関する経費等を計上いたしております。

土木費におきましては、道路改良事業費といたしまして、一の瀧線の整備費用 3,000 万円。河川改良事業といたしまして引き続き、乙犬尾仲水路水害対策事業に係る工事費 5,000 万円を計上いたしております。

教育費の学校教育分野におきましては、平成 27 年度で完了いたします、勢門小学校外壁等改修事業に係る工事費 4,023 万 7,000 円を計上いたしております。社会教育分野におきましては、クリエイト篠栗及び体育施設の維持管理に係る経費を計上いたしております。

また、県指定文化財で九大演習林の中にあります、経過木の保存に係る整備費用 149 万 7,000 円を計上いたしております。

歳入につきましては、町税におきまして、対前年度比 3,668 万 9,000 円減の 29 億 2,194 万 4,000 円を計上いたしております。

地方譲与税を初めとする 2 款から 10 款までの各交付金は、ほぼ前年度並みに計上いたしております。

使用料及び手数料におきましては、27 年度から始まります新子育て支援制度による幼稚園の授業料の減免措置に伴い、484 万 1,000 円を減額計上いたしております。

国庫支出金は、篠栗駅東側自由通路を整備するための詳細設計費用の社会資本整備総合交付金、番号制度の導入に伴うシステムの整備補助金の増に伴い、対前年度比 1,062 万 1,000 円増の 10 億 2,328 万円を計上しております。

基金繰入金は、減債基金 4 億円、公共施設等整備基金 2 億円で対前年度比 1 億円増の 6 億円を計上いたしております。

町債は、臨時財政対策債 4 億 1,000 万円など、対前年度比 1,840 万円増の 5 億 5,630 万円を計上いたしております。

また、3 月補正で計上いたしております、地方創生事業費 9,683 万 2,000 円及び中学校教室木質化事業費 4,611 万 1,000 円においては、国の補正予算に係るもので、27 年度に繰越しを行い実施するものでございます。

地方創生事業におきましては、2 億円分の地域振興券を発行するに当たり、20%のプレミアムを付加する指揮支援補助といたしまして 4,350 万円。ふるさと旅行券発行支援事業といたしまして 819 万円。総合戦略策定業務 1,000 万円。子育て支援業務 598 万 8,000 円。中山間地域活性化のための光ケーブル整備事業 2,500 万円を計上いたしております。中学校教室木質化事業においては、篠栗中学校 11 教室、篠栗北中学校 5 教室の木質化の経費を計上いたしており

ます。

議案第25号は、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算についてであります。予算総額は36億7,279万5,000円で対前年度比14%の増額となっております。

歳入につきましては主に、共同事業交付金において、対前年度比4億6,565万円の増額となっております。

歳出につきましては、保険給付費 22億2,824万2,000円。後期高齢者支援金 3億8,516万1,000円。介護納付金 1億4,680万8,000円。共同事業拠出金 8億2,524万5,000円を計上いたしております。

議案第26号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額は、3億9,848万円で対前年度比9.9%の増額となっております。

歳入につきましては、主に、後期高齢者医療保険料 2億8,827万円。一般会計繰入金 1億1,020万2,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、主に、後期高齢者医療広域連合納付金でありまして、3億6,134万8,000円を計上いたしております。

議案第27号は、平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算についてであります。

収益的収入は、対前年度比3.8%減額の7億9,648万4,000円。同支出は、対前年度比1.9%減額の7億9,063万6,000円で584万8,000円の黒字予算を計上いたしております。

収入の主なものは、下水道使用料 4億1,087万4,000円。他会計負担金 1億4,987万1,000円を計上いたしております。

支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金 2億6,415万1,000円。支払利息 1億4,091万9,000円を計上いたしております。

資本的収入は、対前年度比8.3%増額の3億3,158万3,000円。同支出は、対前年度比9.1%増額の4億3,747万5,000円で、1億589万2,000円の赤字予算となっておりますが、損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

収入の主なものは、企業債 2億3,090万円。一般会計負担金 1億12万9,000円を計上いたしております。

支出の主なものは、流域下水道建設負担金 4,961万7,000円。企業債償

還金 3億7,782万9,000円を計上いたしております。

また、当年度利益剰余金のうち、908万3,000円を減債積立金として処分するものと定めております。

議案第28号は、平成27年度篠栗町水道事業会計予算についてであります。

収益的収入は、対前年度比3.1%減額の4億6,996万4,000円。同支出は、対前年度比2%減額の5億1,082万9,000円で、4,086万5,000円の赤字予算となっておりますが、繰越利益剰余金で補填する予定にしております。

収入の主なものは、水道使用料 4億3,656万4,000円を計上いたしております。

支出の主なものは、福岡地区水道企業団受水費 1億8,239万7,000円。支払利息 3,180万3,000円を計上いたしております。

資本的収入は1,000円。同支出は、1億7,954万6,000円で1億7,954万5,000円の赤字予算となっております。損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

支出の主なものは、改良費 8,208万2,000円、企業債償還金 9,709万9,000円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長(今泉 正敏) 一つ確認をします。

同期をですね、議案第11号に戻してください。

そのこの2の「地域手当段階的に6%引上げる」というところが、先ほどは「引下げる」というふうに聞こえましたが、このままでよろしいですか。

地域手当です。

「引上げ」でいいですか。

誤読扱いでいいですか。

「引上げ」ですね。

そのこの部分は「引上げ」ということに変えます。

あとの誤読のことは、最後の日にします。

今の部分だけが、ちょっと逆になりますので、そういうことで確認をいたします。

ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑ないようですので、質疑を終わります。

日程第5、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第1号から議案第28号までの28議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第1号につきましては、人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第2号から議案第19号までの18議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、議案第20号から議案第28号までの予算関連9議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は8番 松田國守議員、副委員長は11番 後藤百合子議員です。

それから、予算審査については、補正予算の審査に引続き当初予算の審査に入ります。

最後に、規則2件については、所管の常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

日程第6、議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案の説明を安河内福祉環境課長に求めます。

安河内課長。

○福祉環境課長(安河内 正邦) 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第1号の説明をいたします。

議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（第6条第3項）



の規定により議会の意見を求める。

住所、福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4311番地2

氏名、十時和子

生年月日、昭和22年4月6日

平成27年3月5日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由。

人権擁護委員 十時和子氏が、平成27年6月30日をもって任期満了となるので、再任の候補者として法務大臣に推薦するため、次ページに履歴書を添付しております。御参照ください。

以上で終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの福祉環境課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時5分

